

南明政権における童氏案について (3)

滝野 邦雄

⑤計六奇

計六奇(字は用資, 号は天節子。江蘇無錫の人。明の諸生。明・天啓二年(一六二二)～清・康熙二十六年(一六八七)以後)が『明季南略』(康熙十年十二月八日(西暦:一六七二年一月七日)自序)で、「此れ『甲乙史』と『編年』と同じ」として伝えられる童氏の事案は、はっきりと「嗣王の歳, 童氏を封じて妃と爲す」と伝える。(3)で検討するが, この妃に封ぜられた時間的な関係は, 他の記述と異なり, はっきりと明朝の規定にしたがっている。ただし, 福王に封ぜられ, 童氏を娶り, 「一子を生ずるも, 育たず」とするのは, 可能性はあるものの時間的にかなり無理がある。なぜならば, 福王弘光帝は, 服喪の期間が過ぎた崇禎十六年五月二十一日(西暦:一六四三年七月六日)に世子から福王となり, 崇禎十七年二月三日(『國権』作「二日」)河南懷慶府を逃げ出す。そして, 崇禎十七年五月十五日に南京で即位しているからである。つまり, 正式に童氏を「継妃」に封ずることができたのは, 崇禎十六年五月二十一日(西暦:一六四三年七月六日)から崇禎十七年正月二月三日(西暦:一六四四年三月十一日)までの約七ヶ月である。もっとも, 崇禎十七年正月二月三日以後に出産したかもしれないが。

『明季南略』には, つぎのようにいう。

童妃一案

乙酉(弘光元年:順治二年)三月十三日丙申, 童氏の自から[福王弘光帝の]舊妃と稱する有りて, [河南巡撫の]越其僂の所より解り至る。上(福王弘光帝)錦衣衛に付して監候(極刑処分待ち)を命ず。初め, 上(福王弘光帝)郡王(徳昌王)と爲りしとき, 妃黃氏を娶るも, 早逝す。既にして世子と爲り, 又た李氏を娶る。洛陽の遭變ありて又た亡くなる。嗣王の歳, 即ち童氏を封じて妃と爲す。曾て一子を生ずるも, 育たず。已にして亂に遭いて, 播遷(散り散りになる)し各々相い顧みず。又た藩(領国)を棄てて南奔するに及び, 太妃と妃(童氏)と各々人に依りて自活す。太妃の南するや, 陳潛夫「妃(童氏)故より在り」と奏す。[ところが]上(福王弘光帝)召さず。是に至りて, 自から[越]其僂の所に詣る。[越]其僂敢えて隠さず, 解りて南に至る。上(福王弘光帝)善しとせず。之を獄に繋ぐ。妃(童氏)獄に在りて細かく宮に入るの日月・相い離るる情事(情況)を書くこと甚だ悉くし, 馮可宗に上(福王弘光帝)に達(傳送)するを求む。上(福王弘光帝)棄て去りて視ず。四月初六日に至り, 襄衛伯の常應俊に諭するに, 「朕(福王弘光帝)の藩邸の事, 宜しく卿(常應俊)の詳しくする所なるべし。童氏 皇嗣を生育

するは、絶えて影響（根據）なし」と。馮可宗 辭（天子の命）もて童氏を審し、太監の屈尚忠に著して會同して嚴審せしむ。初七日己未、童氏の獄詞（供述）の連なる所を以て、史可法の營中に于いて庶吉士の呉爾璵及び中軍の孫秀を逮（自分の犯罪ではなく他人の罪に連座して逮捕する）す。

此れ『甲乙史』と『編年』と同じ（『明季南略』卷之三・「童妃一案」条）。

①『明季南略』卷之三・「弘光元年（順治二年）四月戊午（六日）」条・二十二葉では、「四月戊午（六日）」に掛ける。

②『明季南略』がここで伝える記事は、『明季甲乙兩年事蹟彙略』卷之三「弘光元年（順治二年）三月丙申（十三日）」条・十七葉と「弘光元年（順治二年）四月戊午（六日）」条・二十二葉と同じである。

弘光元年（順治二年）三月十三日、童氏が自分から福王弘光帝の舊妃であると言うことがあり、河南巡撫の越其傑のところから送り届けられてきた。上（福王弘光帝）は、それを錦衣衛に引き渡して監候（極刑処分待ち）とするように命じた。もともと上（福王弘光帝）は、郡王（徳昌王）であった時、妃の黃氏を娶ったものの、早世した。そうして、世継ぎとなり、さらに李氏を娶った。しかし、洛陽が陥落した時にまた自裁した。福王を継承した年に、すぐに童氏を立てて妃とした。ついに子供が生まれたものの、生育しなかった。そうこうして、乱に遭って、散り散りになり、お互い顧みなかった。さらに「福王弘光帝は」領国を放棄して南に逃げるに及んで、太妃と妃（童氏）とはそれぞれ人に頼って生き延びた。太妃が南京に出発すると、陳潛夫は、「妃（童氏）も無事にいらっしゃいます」と奏上した。ところが、上（福王弘光帝）は召し出さなかった。ここに至って、童氏はみずから河南巡撫の越其傑のところに行った。河南巡撫の越其傑は無理に隠し立てをせず、送り届けて南京に行かせた。上（福王弘光帝）は、それを善しとせず、牢獄に繋いだ。妃（童氏）は事細かく藩邸に入った日月や離れ離れになった状況を書き尽くし、それを上（福王弘光帝）に届けてもらうように馮可宗に頼んだ。上（福王弘光帝）は、それを捨て去って見なかった。弘光元年（順治二年）四月六日になって、襄衛伯の常應俊に、「朕（福王弘光帝）が藩邸にいた時のことは、卿（常應俊）が詳しく知っているはずである。童氏が子供を産んだことは、まったく根拠がない」と諭（自発的な指令・訓示）を出して伝えた。馮可宗は、福王弘光帝の命をうけて童氏を取り調べ、太監の屈尚忠と一緒に厳しく取り調べさせた。四月七日、童氏の供述に連座して、史可法の營中において、庶吉士の呉爾璵と中軍の孫秀を逮（自分の犯罪ではなく他人の罪に連座して逮捕する）させた、という。

童氏は福王府のあった洛陽城が陥れられて、福王を継承してから「繼妃」となったというのである。これは、「繼妃」を封ずる規定にしたがっている。

また、『明季南略』が引用する「遺聞」では、童氏は周王府の宮人であり、尉氏縣に避難した時に、福王弘光帝に出会った。子供があり、六歳になっている、と伝える。ただし、この「遺聞」の説明は、『明季南略』を書いた計六奇が指摘するように、子供が六歳になっていたとしたならば、洛陽の王府にいた時のことになり、時間的に無理がある。また、童氏が周王府の宮人

であったと言うのは、童氏の南京で「周王の妃」と自供したことと何とか関連性をもたそうとしたのであろうか。さらに言うと、地理的な位置関係からしても無理がある。福王弘光帝は、洛陽が陥落してから、黄河以北にある懷慶府に避難して、黄河以南にある尉氏縣とは接点がないからである。

「遺聞」に〔以下のように〕云う。童氏は本と周府の宮人なり。亂を逃れて尉氏縣^②に至る。上（福王弘光帝）に旅邸（旅館）で遭い、相い依りて一子を生む、已に六歳なり。已にして賊 京師を破り、播遷（離れ離れになる）す、云々と。〔そして〕劉良佐 言う、「童氏は知あり。假冒（名をかたる）に非ず」と。馬士英も亦た言う、「苟し至情（実情）の關する所に非ざれば、誰が敢て陛下と敵體（身分が同じである：婚姻関係にあること）を稱せん。宜しく童氏を迎えて内に歸さしめん。密かに河南巡撫に諭し、迎えて皇子を致さしめ、以て臣民の望を慰め、以て奸宄^③の心を消さしむべし」と。〔ところが〕上（福王弘光帝） 屈尚忠に嚴刑酷拷するを命ず。童氏 號呼・詛罵（呪詛して罵る）し、尋いで獄中に瘦死す（『明季南略』卷之三・「童妃一案」条）。

①鄒漪（字は、流綺。吳偉業（字は駿公，号は梅村。江蘇太倉の人。明・萬曆三十七年（一六〇九）～清・康熙十年（一六七一）。崇禎四年科一甲二名（榜眼）の進士及第）の門人で、吳偉業の『綏寇紀略』の半分は鄒漪の手になるという：光緒『無錫金匱縣志』卷二十二・文苑・國朝・「鄒漪」条・十八葉による）の『明季遺聞』（卷三・南都）と同文なので、この「遺聞」は、『明季遺聞』を指していると考えられる。

②尉氏縣は、周王府のあった開封の約六十キロ南にある。

③『書經』舜典に「蠻夷猾夏，寇賊姦宄（蠻夷 夏を猾し，寇賊 姦宄す）。

「遺聞」では以下のように伝える。童氏は、もともと周王府の宮人であった。混乱を逃れて尉氏縣にやってきた。上（福王弘光帝）とは旅の宿で出会い、お互い助け合い一子を産んだ。その子は六歳になっている。そうこうして賊が北京を陥落させたので、離れ離れになったのである。そして、童氏の事について、劉良佐が「童氏は分別があり、妃のかたりではありません」と言った。馬士英もまた「もし実情に関わるのでなければ、誰が妃であると申し立てるのでしょうか。童氏を迎えて後宮に入れ、内密に河南巡撫に指示して皇子を迎え、臣民の〔世継ぎを〕望んでいる気持ちを安心させ、災いを起こす気持ちを消し去らせるべきです」と言った。上（福王弘光帝）は、屈尚忠に厳しく処罰してひどく拷問するように命じた。童氏は大声で泣き叫び呪詛し罵って、ほどなく獄中で瘦せて亡くなった、という。

なお、咸豐十一年〔一八六一〕に成った『小腆紀年附考』（卷第九清世祖順治二年三月壬辰〔初九日〕・「明有婦人童氏自言福王妃，下錦衣衛獄」条）の「考に曰く」の箇所では、徐鼎^し（字は彝舟，号は亦才。江蘇六合の人。嘉慶十五年（一八一〇）～同治元年（一八六二）。道光二十五年乙巳恩科（一八四五）三甲六十六名の進士）は、この『遺聞』の記載について、つぎのような考えを述べている。

・・・又た『遺聞』に云う、「王（福王弘光帝）に尉氏に遇いて相い依り，一子を生む。

已に六歳なり」とは、誤りなり。河南（洛陽府）は十四年に於いて陥り、王（福王弘光帝）の妃（童氏）に尉氏に遇うは、是れ〔洛陽府の〕失陥の後の事なり。此に至るに方に五年なり。何ぞ生れし子の六歳なるを得んや。前人 謂う、「鄒漪の書は信ずるに足らず」と。良に然るなり……（『小腆紀年附考』卷第九・「〔清世祖順治二年三月壬辰（初九日）明有婦人童氏自言福王妃，下錦衣衛獄〕条」）。

『遺聞』で「王（福王弘光帝）に尉氏縣で出会い、お互い助け合い一子を産んだ。その子は六歳になっている」と言うのは、誤りである。河南（洛陽府）は崇禎十四年に陥落し、王（福王弘光帝）が妃（童氏）に尉氏〔縣〕で出会うのは、洛陽府が陥落してから後の事である。崇禎十七年に尉氏縣で出会うまでには、まさに五年経過している。〔洛陽王府で出会ったわけではないのに、崇禎十七年の段階で〕、どうして生まれた子供が六歳になっているのだろうか。前人が、「鄒漪の書（『明季遺聞』）は信用できない」と言っているが、ほんとうにその通りである、と徐鼎は批判するのである。

また、『明季南略』は、「野史」を引用して、馬士英と阮大鍼との対話を伝える。

「野史」に〔以下のように〕云う。馬士英 阮大鍼に語²げて曰く、「童氏は係れ舊妃なるも、上（福王弘光帝） 肯て認めず。如何せん」と。〔阮〕大鍼 曰く、「吾らが輩は只だ上意を觀るのみ。上（福王弘光帝） 既に認めざれば、應に之を死に置くべし」と。張捷 曰く、「太いに重し」と。〔阮〕大鍼 曰く、「真なれば則ち真なり。假なれば則ち假なり。惻隱（あわれむ）の心、豈に今日 作用（影響）せんか」と。〔馬〕士英 曰く、「真・假 未だ辨ぜず。従容（急がず慌てず）として再處（処分を保留する）せん」と（『明季南略』卷之三・「童妃一案」条）。

「野史」に以下のように伝える。馬士英は阮大鍼に語²げて、「童氏はもともと妃であるのに、上（福王弘光帝）は認めようとはなさらない。どうしたものだろうか」という。阮大鍼は、「私たちのようなものは、ただ上（福王弘光帝）のお気持ちを推し量るだけです。上（福王弘光帝）がお認めにならなかったからには、極刑に処すべきです」という。張捷は、「ひどすぎる」という。阮大鍼は、「〔上（福王弘光帝）が〕本物とされれば本物であり、にせものとされればにせものです。あわれみの気持ちが、どうしていま影響するのでしょうか」という。馬士英は、「本物かにせものかはまだはっきりしない。急がずに処分を保留しよう」といったという。

この対話は、今に至るまで否定的に評価される馬士英と阮大鍼ならば、いかにも言いそうだという内容である。

それに続けて、童氏の自供らしきものの内容を詳しく伝える。

童氏は係れ河南の人なり。書を知る。馮可宗に與³（向）いて云う、「吾（童氏） 尉氏縣に在りて上（福王弘光帝）に遇う。即ち〔福王弘光帝が〕店（宿屋）中に至れば叩首す。上（福王弘光帝） 手ずから扶起（助け起こ）して、懷中に攜置し、且つ云う『我（福王弘光帝）が身伴（身辺） 人無し。李妃 在る所を知らず。汝（童氏）が貌 好し。此れに在り

て我（福王弘光帝）に事えよ』と。吾（童氏）之に従う。居ること四十日、流寇 竄く近づくと聞き、上（福王弘光帝）我（童氏）を挈して南走す。許州に至り、太妃（太后鄒氏）に遇^①。悲喜 交々集まる。州官 之を聞き、公館及び廩餼（生活物資）を給す。居ること八〔ヶ月〕、吾（童氏）一子を養うも、彌月（生まれて一ヶ月足らず）にして即ち死す。時 已に内相（太監）の隨事（仕える）する有り。李賊 京を破るに及び、地方 容れ難く、上（福王弘光帝）又た走る。中途に土賊に遇いて、折散（散り散りになる）す」と。童氏 述べて此れに至り、呼天（天に向かって叫び）して大哭す。又た云う、「時に太妃と流散（あてもなくさまよい）し苦しむこと甚だし。後に上（福王弘光帝）帝と爲ると聞き、大いに喜ぶ。〔なのに〕誰か^{かれ}他（福王弘光帝）の負心（心変わり）を知らん。止だ太妃に接（接見）して進宮するのみ。〔しかし上（福王弘光帝）は〕、我（童氏）に接し來らず。我 此に至るも、又た敢えて認められず。天なるかな。這の短命の人（命が長く続かないであろう愚か者：詈詞）我が眼前に死するを少不得（しないわけにはゆかない）。汝（馮可宗）錦衣官爲り。汝に代り言うを求む。字（文書）を將^もつて他（福王弘光帝）に與え、如何に我に答えるかを視ん」と。〔馮〕可宗 陳ぶる所の本末の甚だ詳しくを見、入りて奏す。上（福王弘光帝）童氏の書を見て、面 赤を發し、地に擲^{なげ}ちて曰く、「吾（福王弘光帝）妖婦を認め得ず。速速に嚴訊せよ」と。〔馮〕可宗 敢て再奏せず。次日、毛牢子（獄卒の毛某）を呼びて童氏に云々と傳諭す。童氏 大いに哭し、且つ咒^{のろ}い且つ誓^{のし}り、飲食 進まず、遂に染疾（病気になる）し浸重（しだいに重くなる）たり。〔馮〕可宗 弘光（福王弘光帝）に密奏するも、竟に批發（密奏に対する指示）せず。時に奸人の詹自植武英門に闖入し、御幄に坐して妄語す。又た瘋癲の白應元 御殿に闖入し肆に罵ること有り。俱に奉けたる旨もて杖死とさる。牢子（獄卒）等 懼れ、遂に食を進めず。童氏 困りて獄中に餓死す（『明季南略』卷之三・「童妃一案」条）¹⁾。

①太后鄒氏の兄の鄒存義の奏上文によると、崇禎十四年正月二十二日に洛陽が陥落してから、太妃（太后鄒氏）は黄河以北を移動し、翌二月に孟縣で世子（福王弘光帝）に出会い、一緒に黄河以北の懷慶府に行き、崇禎十七年二月十六日の懷慶府落城まで滞在していたという。

- 1) 『明季南略』の「童妃一案」条の最後に、「南京人口述」として、童氏についての噂話が記録される。福王弘光帝に対してかなり批判的であった南京の人から聞き出したものなのかよくわからないが、童氏はホンモノの妃であり、それに対して福王弘光帝は非情に取り扱ったことを伝え、「劉正學」という人物の活躍を加える。ただ、管見の及ぶところ、この「劉正學」は、『明季南略』のこの「録童妃續記南京人口述」にのみ見える人物である。また、馬士英・劉孔昭を誅せんこと願ひ出て、童氏が南京に現れる以前の崇禎十七年十二月二十九日に処刑された應天府學の生員の何光顯が童氏と関わったように伝えている。

童妃續記南京人口述

……〔崇禎十四年、福王府が流賊によって陥落し、福王朱常洵は捕らえられ殺害された〕。世子（朱由崧：福王弘光帝）^{ひとり}隻身もて逃出し、内城の脚の廁室に潜む。府皂（皂）の劉正學なる者有り。^{ひとり}の危病の母を負いて、跳城を擬（行おうとする）せん^{おも}と意う。世子（朱由崧：福王弘光帝）之に浼（頼み込む）す。劉〔正學〕世子（朱由崧：福王弘光帝）の青年なりと雖も、體 實に肥重（太っておおき

い)なるを睨^{うかが}い、躍出すれば安^{いずく}に能く逃命(命からがら逃げきる)せんとす。世子(朱由崧:福王弘光帝)曰く、「爾が母は老嫗(老いおとろえる)なり。賊之を見て、必ず害^まわらず。爾能く我を救いて城を出づれば、後に還りてより爾の富貴なり。吾は乃ち福王の嫡子なり」と。劉[正學]爲^{たご}めに之を籌^{はか}る。鄰近の染坊中に于いて、舊き黄傘併せて衣服等有るを見、室皆無人無し。[そこで]之を取りて爲めに世子(朱由崧:福王弘光帝)の頭面と上身とを包纏^{まと}し、外は傘を以て之を裏む。又た繩を用いて緊縛^{きんばく}し、城垣の斜坦(広く平ら)なる處を擇びて横滾^{よこころ}にして下る。劉[正學]再び其の母を安置(大切に置いておく)し、復た躍り出でて之を解く。本より寸膚も傷つかず。乃ち輿に間道より野外に趨く。行くこと約五十餘里、世子(朱由崧:福王弘光帝)告困し、足^{あし}前^{まへ}む能わず。劉[正學]之が爲^{たご}に衣る所の紗裙一襲^{ひと}を解き、舊の破椅^{やい}に易え、兩人之を輿す。又た前往すること二十里、宿を一荒村に借る。流賊の氣已に遠ざく。劉[正學]「王府」の字を露する勿れと誡め、但だ「教書先生」と云うのみとす。劉[正學]歸りて母を覓むれば、果して恙無し。城中の流賊去ると雖も、公廨(官署)と民房とは、燒燬され存する無し。又た遍地(いたるところ)皆な白棒手(河南の民兵:欽定『文獻通考』卷一百二十八・兵考・郡國鄉兵・「[正徳]六年九月、調河南毛蘆兵、助防流寇」条による)と官兵とが搶奪(争奪)し、實に賊よりも甚だし。王府の眷屬に至りては、更に隻影(一つの影)の覚むる無きなり。劉[正學]亦た母を攜^{たず}えて郷(家郷)に居る。再び來りて世子(朱由崧:福王弘光帝)を訪ぬ。衆皆な謂う、「東のかた黄河を渡れば、始めて安んず」と。相い輿に歩行すること二百里、米澤口より河を渡り、曹州界の新店に至る。臘酒を賣るの高標有るを見、其の店の空室に居る。店に男主無し。嬌孀(酒を売る)たり。一弱子と長女有り。姓は童氏、家頗る裕なり。劉[正學]之に挽^{たご}(頼み込む)し、世子(朱由崧:福王弘光帝)をして其の身を安んぜしむ。因りて其の子に小書(子供用の読み物)を読むを教えしむ。劉[正學]復た歸る。冬を過ぎ、再び特に世子(朱由崧:福王弘光帝)を訪ぬれば、已に内室(寢室)に遷り入る。則ち其の蒙童に鄰して就學するを盡すなり(その子のそばで勉強を教えることに勤める)。劉[正學]其の内外を隔てるの木板に隙二三寸有りて内外相い視ること然るが若きを見る。已にして其の家の長女の爲なるかと之を疑う。然れども世子(朱由崧:福王弘光帝)の身已に所を得れば、劉[正學]遂に歸る。再び閏月(一ヶ月)にして、李闖又た懷慶府を破る。時に親王の暫く此の城に棲む者は周・潞・崇の三王爲り。逃出し流離播遷(離散してさまよう)し、復た各々彙集(聚集)して、水道に従いて曹州より南下す。時に崇禎十七年二月と爲す。又た京變に逢いて、世子(朱由崧:福王弘光帝)の寓する所の近處に挽泊す。世子(朱由崧:福王弘光帝)又た會たま其の女の夫家の構疊の情(争いごとを起こすという事情)有り。乃ち舟邊に趨入し、履歷(身分)を三王に訴(申し立てる)う。又た福藩の舊内侍の田成と應進の二人内に在る有りて、故主を識る。遂に同舟して淮安に下る。時に三王俱に宮眷(后妃)有り。惟だ福世子のみ葛巾(葛布で作った頭巾)敝袍(破れた長衣)なるのみ。四月初一日、儀真に入る。北都三月十九の信已に確たりて、[南京に]留京の各大老擁立を會議す。兵尚の史可法・戸尚の高弘圖・工尚の程註・左都の張慎言・翰林の姜曰廣・六科の李沾・十三道の郭維經・太常寺の何應瑞等皆な意を潞王に屬す。馬士英時に鳳督(鳳陽總督)[の地位]に在りて、獨り未だ與からず。留京の諸公の意に徇うを欲せず。乃ち内に勳臣(功臣)の劉孔昭に賄し、外は鎮臣の劉澤清に賄し、先ず陰かに人をして福世子を導かしめ、漕撫の路振飛の船を借りて、儀真に在りて之を載せ、江を過ぐ。即ち諸々の大僚(高官)を挟み、之を舟次に見えしむ。[馬]士英の房師(同考官)[であった]阮大鍼を首薦(最初に推挙する)して、「亟に此の人(阮大鍼)を用い、方^{まが}に中興の事を議す可し」と謂う。時に應天府學の生員の何光顯有り。亦た舟次に于いて上掲し、「國體を正し以て人心を正す」の議有りとす。隱かに阮大鍼の一黨は應に起用すべからずと刺る。馬[士英]・阮[大鍼]甚だ之を恨む。福世子(朱由崧:福王弘光帝)五月初六日に監國たり、十六日に正位(即位)し、大赦す。明年を改めて弘光と爲す。太后[鄒氏]も亦た衛輝より來る。當年、世子(朱由崧:福王弘光帝)と逃出して失散(離れ離れ)する者なり。一の皮匠之を護藏す。是に至り皮匠伯に封ぜらる。何光顯弘光(朱由崧:福王弘光帝)の曹州に在りて童姓の女の事有るを知り、前み迎えんことを密奏す。内も亦た密詔もて齎發(資金援助)す。即ち儀真より來る所の船の龍鳳を彩畫(彩り描く)するを遣り、並びに内寺の田・應二人を差(派遣)して迎接して來京さす。七月二十日、水西門に到る。二十一日、大内(皇宮)に擬進す。合城(南京城中)の小民捐綵(あやぎぬを差し出す)供香(香を供える)、皆

な「聖后進朝す」と謂う。而して馬士英 秉政（政権を掌握する）するも、一に〔阮〕大鍼の主宰（決断）に憑り、以爲らく后（童氏）の來るや、何光顯よりす。后（童氏） 入れば、〔何〕光顯の内助の力巨なり。亟ち之を危め以て乃ち事を敗らん、と。鸞輿 已に朝門に進み、忽ち太后の懿旨を傳え、「藩に在りては原と周氏を配するも、已經に死難す。並びに未だ再び婚せず。今、突として童氏 擅に自から京に入る有り」と聞く。必ず係れ假偽にして奸棍の引誘するなり。三法司に著して勘問せしめよ」と。時に阮大鍼 總憲（都察院左都御史）の事を職り、朝を擧げて風旨（意向）を承く。〔そのため〕竟に嚴刑（厳しい拷問）を加え訊問す。各々の刑曹（司直）の官は、今日は撝（ゆびつめ）を上り、明日は夾（あしづめ）を上る。童氏 隨來するの族兄有り、亦た潛かに逃れ以て命を全うす。荒村野店の孤女に權貴（権力者の高官）「冒認（詐称）」二字を以て之に加え、大内（皇宮） 又た一旨も出でざれば、何従り分辨（弁解）せん。衆の廷臣（朝臣） 亦た以て此れ中興の盛事（大事）に非ずと爲し、方に之を外境に縦ち、以て其の事を寢んと欲す。九月初一日、河南の劉正學 踉蹌（慌ただしく）として來る。先ず太后を護りし者は已に伯爵に封ぜられるを知り、謂う「己の功は、皮匠の下に在らず」と。乃ち一たび入城し、便ち童女を訊實（訊問）するの事を知り、其の事の真確（真実で間違いない）を倡言（公然と言いつてる）して、「朝官 宜しく此の如く誣罔（誹謗して無実の罪に落とす）すべからず」と謂い、已は大いに時忌（当時の禁忌）に觸れる。馬〔士英〕・阮〔大鍼〕 之を聞き、深く其の人を嫉む。疏入るも留中（そのままにして留め置き）とす。見朝も許さず。後、竟に朝堂に直闖（突然に入り込む）し、攘臂（腕まくりして憤激する）泣陳す。弘光（朱由崧：福王弘光帝） 一の發揮（考えを表明する）する無し。弘光（朱由崧：福王弘光帝） 但だ「外より旨を候て」と云うのみ。童女も亦た獄に禁ぜらる。明年五月、城破れ、童女 何人に隨いて去くかを知らず。劉正學も亦た逃れて出城す。阮大鍼 亂兵の爲に金銀を索められ、活釘入棺され、之を地下に埋めらる。馬士英 逃れて浙江に至る。紹興府に在りて亦た亂兵の擒うる所と爲り、其の皮を活剥さる。何光顯 洪承疇の南京に入りて文廟に謁し講書の後に于いて、「馬士英 如何に不忠なるか」と宣問（下問）さる。〔何〕光顯 入りて對えて曰く、「馬士英 然りとして不忠なりと雖も、未だ二姓に事えず」と。〔洪〕承疇 怒り、叱りて之を縛る。衆 以爲らく必ず正法あらんと。明日、江寧府の府教官に批ありて、「〔何光顯を〕戒飭（告戒）せんとするも、十五より下なれば釋す」を上げよとす（『明季南略』 卷之三・「童妃一案」条）。

①〔崇禎十七年十二月〕廿九癸未、布衣の何光顯 上書して馬士英・劉孔昭を誅せんことを乞う。詔もて市に戮せられ、其の家を籍す（『明季南略』 卷之二・「十二月甲乙總略」条：『明季甲乙兩年事略』（第二卷・「崇禎十七年十二月癸未（二十九日）」条）・『明季甲乙彙編』（卷之二・「崇禎十七年十二月癸未」条）も同じ）。

②〔穀梁傳〕 昭公十五年に「大夫、國體也（大夫は、國の體なり）」。

崇禎十四年、福王府が流賊によって陥落し、福王朱常洵は捕らえて殺害された。息子の世子（朱由崧：福王弘光帝）は、単身逃げ出し、洛陽府内城の足元（脚）の厠に潜んでいた。王府の下役に劉正學というものがいた。危病（病が重い）の母を背負って、城壁を飛び越えようと考えていた。世子（朱由崧：福王弘光帝）は、これに頼み込んだ。劉正學は、世子（朱由崧：福王弘光帝）が青年であるのに、体がほんとうに太っているのを見て、飛び出せばどうして命からがら逃げおおせることができるのかとした。〔すると〕、世子（朱由崧：福王弘光帝）は、「お前の母親は老いおとろえている。流賊は、それを見てもきつと危害を加えない。お前がうまく私を救って洛陽城を出れば、帰還してからはお前は富貴となる。私は福王朱常洵の嫡子である」といった。劉正學はそのために救出をはかった。近くの染物屋の中に古い黄傘や衣服などがあるのを見つけ、また室内には人がいなかったの、それを取って世子（朱由崧：福王弘光帝）の頭部と上半身にかぶせ、全体を傘で包んだ。また、縄をくりつけ、破壊された城壁の広く平らでスロープ状になっているところを選んで、横にころがしておろした。劉正學は、母をしっかりと置いておき、それから、躍り出て包みをほどいたところ、まったく傷もついていなかった。そこで、一緒に脇道を通って郊外に急いで行った。五十余里ほど行ったところで、世子（朱由崧：福王弘光帝）が疲れたと言い出し、足を進めることができなくなった。劉正學はそのため着ていた紗裙（したばかま）を脱いで、もともとの壊れた椅子に取り替えて、二人で担いだ。さらに二十里進んで、さびれた村で宿をとった。流賊の気配も遠ざかった。劉正學は「王府」の文字を漏らさないようにと戒め、ただ「教書先生」であると言わせた。劉正學は洛陽府に戻り、母を探し求めたところ、ちゃんと無事であった。洛陽府内の流賊は去っていったけれども、役所や住居は焼け落ちて残ったも

のはなかった。さらに至る所すべて白棒手（河南の民兵）と官兵とが掠奪し、ほんとうに流賊よりひどかった。洛陽王府の福王の親族についてはひとりも探し出せなかった。劉正學は、母をたずさえて郷里に留まった。そして再びやってきて世子（朱由崧：福王弘光帝）を訪ねた。人々は、「東の黄河を渡れば安全である」と言った。そこで一緒に二百里を歩き、米澤口から黄河を渡り、曹州の境の新店に到着した。臘酒（十二月に醸した酒）を販売するという看板を見て、その店の空き室に逗留した。店には男性の店主がおらず、寡婦の老嫗が酒を売っていた。そこには、ひとりの男の子と長女がいた。その姓は、童氏といい、家はかなり裕福であった。劉正學は、これに頼み込み、世子（朱由崧：福王弘光帝）の身の安全を確保した。そして、その子供に初歩の読書を教えさせた。劉正學は、また戻っていった。冬が過ぎて、ふたたび特に世子（朱由崧：福王弘光帝）を訪ねたところ、すでに奥の部屋に移り住んでいて、童氏の家の男の子のそばで勉強を教えることに勤めていたのであった。劉正學は、その内と外とを隔てるしきりの板に二三寸のすきまがあって、内・外より見るができるようになっていたことを知った。それがその家の長女のために行なったことかと思われた。しかし、世子（朱由崧：福王弘光帝）が身を落ち着けるところを得たので、劉正學は帰っていった。一ヶ月を経て、李自成がまた懷慶府を攻略した。この時、王族で懷慶府に避難していたのは、周・潞・崇の三王であった。周・潞・崇の三王は、逃げ出して流寓して、またそれぞれが集まり、水路にしたがって曹州より南下した。この時は崇禎十七年二月であった。さらに北京の落城に出くわし、世子（朱由崧：福王弘光帝）の住む近所に頼んで逗留した。世子（朱由崧：福王弘光帝）は、ちょうどその寡婦の老嫗童氏の夫の家と争いごとを起こすという事情があり、舟に入り込み、自分の身分を周・潞・崇の三王に申し立てた。さらに福王府に勤めていた宦官の田成と應進の二人が三王のもとにいて、もとの主人を知っていた。そして、舟に同乗して淮安にくだって行った。時に周・潞・崇の三王ともに妃たちを連れていた。ただ世子（朱由崧：福王弘光帝）だけが葛布で作った頭巾で破れた長衣姿であった。四月一日に儀真に到着した。北京が三月十九日に陥落したという知らせはすでに確実であったため、留都南京の諸公は擁立することを議論した。兵部尚書の史可法・戸部尚書の高弘圖・工部尚書の程註・左都御史の張愼言・翰林の姜曰廣・六科給事中の李沾・十三道の郭維經・太常寺の何應瑞などは、皆な潞王に期待した。馬士英は、この時に鳳陽總督の地位にあり、ひとりこの議論に与ることがなく、南京の諸公の意見に従うことを望まなかった。そこで内には功臣の家の劉孔昭に賄賂を贈り、外には藩鎮の劉澤清に賄賂を届けて、まず密かに人を遣って福王世子（朱由崧：福王弘光帝）を連れてこさせ、漕運巡撫の路振飛の船を借り、儀真でその船に乗せて、長江を過ぎると、諸々の高官を引き連れ、高官たちに舟次（船上）で拝謁させた。馬士英は房師（馬士英が進士になった時の同考官であったという意味であろうが、阮大鍼と馬士英とは萬曆四十四年丙辰科（一六一六）會試の同年の中式である。ただし、馬士英が進士になったのは、つぎの萬曆四十七年己未科（一六一九）であるが）の阮大鍼を最初に推挙して、「すみやかにこの阮大鍼を起用し、まさに中興の事業を起すべきである」といった。この時、應天府學の生員の何光顯というものがいた。船中で請願し、「國體（股肱の臣）を正して以て人心を正す」の提案があったとした。これは、暗に阮大鍼などの輩は起用すべきでないと言っている内容であった。馬士英・阮大鍼はこれを恨みに持った。世子（朱由崧：福王弘光帝）は五月六日に監國となり、十六日に即位して、大赦を行なった。明年からの年号を「弘光」とした。太后も衛輝府から到着した。当時、世子（朱由崧：福王弘光帝）とともに洛陽府から逃げ出して離れ離れになっていたのである。ひとりの皮革職人（常應俊）がこれを守りかかった。太后が到着するに至って、皮革職人（常應俊）は襄衛伯に任ぜられた。應天府學の生員の何光顯は、弘光帝（朱由崧：福王弘光帝）が曹州で童氏と経緯があったことを知り、「進んで童氏を迎える」ことを密かに奏上した。内からも密詔を發して資金援助があった。そこで儀真からやってきた船に龍鳳の彩色を施したのを派遣して、あわせて宦官の田・應をやって迎えて南京に来させた。七月二十日に、童氏は水西門に到着し、二十一日に皇宮に入ろうとした。南京城中の人々は捐綵（あやぎぬを差し出す）し供香（香を供える）して、皆で「皇后さまが皇宮にお入りになる」と言った。しかし馬士英は政權を掌握したものの、ひたすら阮大鍼の考えに頼っていたが、后（童氏）がやってきたのは生員の何光顯の提案からであり、后（童氏）が後宮に入れば、生員の何光顯に対する后（童氏）の援助する力は大きくなるので、すみやかに后（童氏）の後宮入りを阻止し、何光顯の事（もくろみ）を失敗させようと考えた。鸞輿がすでに朝門に進んだところで、たちまち太后の懿旨（詔）が伝わり、「福王府では、もともと周氏が正妃であり、すでに殉難した。そして再び継妃を迎えていない。いま突然に童氏が勝手に南京にやってきたと聞き及ぶ。それは

童氏は河南の人である。文字を知っていた。[取り調べに当たった]馮可宗に向かって、「私(童氏)は、尉氏縣(開封から約50キロ南南西)で上(福王弘光帝)に出会いました。上(福王弘光帝)が宿にいらっしゃったので、叩頭いたしました。上(福王弘光帝)は、手ずから助け起こして、ふところに[私(童氏)の]手を引いて置いて、そのうに『私(福王弘光帝)の身の回りには、人がいない。李妃は居所が分からなくなった。汝(童氏)の姿は優れているので、ここにいて我(福王弘光帝)につかえよ』とおっしゃいました。私(童氏)は、それに従いました。四十日たって、流寇がだんだんと近づいてきたことを聞き、上(福王弘光帝)は私(童氏)を引き連れて南に逃げました。許州(開封の約110キロ南南西：尉氏縣から約60キロ南南西)に到着して、太妃(太后鄒氏)さまに出会いました。悲しみや喜びが入りまじったようでした。知州がそれを聞き、官舎と生活物資を与えてくれました。八ヶ月して、一子が誕生したのですが、一ヶ月で亡くなってしまいました。この時には太監がいて奉仕していました。李自成が北京をおとし陥れ、この場所も居ることが難しくなり、上(福王弘光帝)はまた逃げ出され、道

必ず偽りであって、無頼の輩の手引きによるのであろう。三法司(刑部・大理寺・都察院)に命じて尋問させよ」という。この時、阮大鍼が總憲(都察院左都御史)の事を主管しており、朝廷中がその意向に従った。そのため、とうとう厳しい拷問を加えて尋問した。それぞれの刑曹(司直)の役人は、今日は木棍で五本の指をしめあげると、明日は両脚を木ではさんで締めた。童氏には、つき従ってきた族兄がいたが、ひそかに逃れて命が助かった。さびれた村の宿屋の父のいない娘に対して権力者の高官が、「冒認(詐称)」二字をそれに加え、また宮中からひとつの旨(皇帝の命令・指示)が出ないのならば、どこから弁解するのであろうか。多くの朝臣たちも、これは中興の盛事(大事)ではないと考え、童氏を辺境に流し、その事案を収束させようと望んだ。九月一日、河南の劉正學が慌ただしくやってきた。前に太后を護衛した者が、すでに伯爵に封ぜられたことを知って、「自分の功績は、伯爵に封ぜられた皮革職人(常應俊)より下ではない」と言った。ひとたび南京に入って、童氏を尋問しているということを知り、童氏のことは真実で確かであることを公然と主張し、「朝廷の官僚は、このような誣告して罪に落とすことをすべきでない」と言っていた。しかし大いに時の禁忌に触れてしまった。馬士英・阮大鍼は、これを聞き、たいそうその人(劉正學)を憎み、劉正學の主張の上疏が提出されてもそのまま留め置かれた。拜謁することも認めなかった。後に朝堂に入り込み、腕まくりして憤激して泣き叫んだ。しかし、弘光帝(朱由崧：福王弘光帝)は少しの意向も表明せず、ただ「外で旨(皇帝の命令・指示である聖旨)が出るのを待て」と言うだけであった。童氏も獄に繋がれた。明年五月に南京が陥落し、童氏は誰に従って行ったのか分からない。劉正學もまた逃れて南京を出た。阮大鍼は、乱兵に金品を掠奪され殺された。馬士英は、逃げ出して浙江に行った。紹興府で乱兵に捕まり殺害された。清政権に投降して高官となった洪承疇が南京に入城し文廟を拜謁して講義した後に、生員の何光顯に、「馬士英はどのように不忠であったのか」と下問した。すると、生員の何光顯は、入り「馬士英は不忠ではあったけれども、二姓(明朝・清朝)には仕えなかった」と答えた。洪承疇は怒り、これを拘束させた。人々は必ず処刑されるだろうと思った。翌日、江寧府の府教官に指示が出され、「何光顯を戒飭(訓告)しようとしたけれども、十五歳以下なので赦す」とした、という。

なお、咸豐十一年〔一八一六〕に成った『小腆紀年附考』(卷第九清世祖順治二年三月壬辰(初九日)・「明有婦人童氏自言福王妃、下錦衣衛獄」条)の「考に曰く」の箇所、徐鼎(字は彝舟、号は亦才。江蘇六合の人。嘉慶十五年(一八一〇)～同治元年(一八六二)。道光二十五年乙巳恩科(一八四五)三甲六十六名の進士)は、この『遺聞』の記載について、

「童妃續記」は、愈々支離にして觀るに足らず(『小腆紀年附考』卷第九・「[清世祖順治二年三月壬辰(初九日)]明有婦人童氏自言福王妃、下錦衣衛獄」条)。

とする。

中で賊に出くわし散り散りになってしまったのです」と言った。童氏は述べてここに至って、天に向かって叫び大声で泣いた。さらに、「この時、太妃（太后鄒氏）さまとあてもなくさまよいたいへん苦労しました。後に、上（福王弘光帝）が天子さまとなられたと聞き、たいそう喜びました。ですが、どうしてあの方の心変わりが分かりましょうか。ただ太妃（太后鄒氏）さまにお目通りして後宮に入るだけです。しかし上（福王弘光帝）は私（童氏）に会いにこられません。私（童氏）がここにやっても、また私（童氏）のことをお認めになりません。天命なのでしょうか。この短命の人（命が長く続かないであろう愚か者：冒詞）は、私（童氏）の目の前で亡くなるを得ないわけはないでしょう。汝（馮可宗）は、錦衣衛であるのだから、汝（馮可宗）が代わって伝えてくれるように求めます。文章をあの方に届けて、どのように私（童氏）に返答してくれるのかを見てみたいのです」という。馮可宗は、童氏が陳述することの顛末がたいそう詳しいことを見て、奏上した。福王弘光帝は、童氏の陳述書を見て、顔を真っ赤にして、地面に投げつけて、「私（福王弘光帝）は、この妖婦を認めない。迅速にきびしく取り調べを行なえ」という。馮可宗はさらに奏上することはできなかった。翌日、獄卒の毛某を呼び出し、童氏にこれこれと伝言させた。童氏はたいそう泣き、呪いかつ罵った。飲食しなくなり、とうとう病気となり、しだいに重くなった。馮可宗は、福王弘光帝に密奏したものの、とうとう密奏に対する指示は出されなかった。この時、奸人の詹自植が武英門に闖入し、帝のとばりの中に座って放言した。さらにまた瘋癲の白應元が御殿に闖入し、好き勝手に罵るといふことがあり、両者ともに旨が出て杖死とされた。牢子（獄卒）たちは、恐ろしくなって食事を供給しなかった。そのため童氏は獄中で餓死した、という。

『明季南略』を書いた計六奇は、こうしたことを記して、童氏の子供についてつぎのようなコメントを加える。

「遺聞」に「子を生み、六歳なり。[馬]士英 疏もて迎えて皇子を致す」と載す。而れども『編年』・『甲乙史』の童妃の口詞（供述）に、則ち「生まれて育たず、彌月にして即ち死す」と云う。之を近しと爲すに似たり。嗚呼、弘光（福王弘光帝）の薄行（品行が良くない）なること甚し。辛亥（康熙十年：一六七一年）七月初五 書す（『明季南略』卷之三・「童妃一案」条）。

「遺聞」には、「子供が生まれ、六歳になった、馬士英は奏上して、この皇子を迎えさせた」と記録している。しかし、『編年』や『甲乙史』にある童妃の供述に、「生まれたものの育たず、一ヶ月で亡くなった」という。これが真相に近いとすべきであろう。嗚呼、弘光（福王弘光帝）の品行が良くないことはほんとうに甚だしいものである、というのである。

付け加えると、洛陽陥落から南京到着まで鄒太后に付き添っていた鄒太后の兄の鄒存義の避難のいきさつを報告した上奏文（これは、童氏出現以前に提出されたものと推測できる：『棗林雜俎』仁集・逸典・「慈鑿」所収）にも、尉氏縣は出てこない。鄒存義によると、崇禎十四年正月二十二日に洛陽城が陥落し、翌月の二月に黄河以北にある孟縣で、鄒太后は世子（福王弘光

帝)と出会い、ともに懷慶府に到着して、崇禎十七年正月二月三日(『國權』作「二日」)に逃げ出すまで、ずっと避難していたようだ。また、子供についてであるが、福王弘光帝が避難していた期間は、ほとんど父親の福王(朱常洵)の服喪期間中にあたり、その時期の子供の誕生は当時の倫理観からすると非難されることであった。

しかしながら、計六奇の『明季南略』は、童氏はほんとうに福王弘光帝の「妃」であったという立場から、様々な流言を紹介している。おそらく、福王政権に対する批判的な感情から、このような流言が出てきたのではないだろうか。

⑥陸圻

陸圻(字は麗京、又の字は景宣、号は講山。浙江錢塘の人。明の貢生)の『織言』は、(2)の⑤で検討した『明季南略』の「童妃一案」の「此れ『甲乙史』と『編年』と同じ」とされる記録に、さらに流言を付け加えて、つぎのように伝える。

童氏は河南孟津の人なり。弘光帝 初め郡王爲りし時、妃黃氏を娶るも早逝す。繼妃は李氏たり。雒陽の變ありて又た亡くなる。嗣王の歳、即ち童氏を封じて妃と爲す。曾て一子を生むも、育たず。已にして亂に遭いて播遷(散り散りになる)し、各々相い顧みず。[福王弘光帝が]藩を棄てて南奔するに及び、太妃と妃と各々人に依りて活く。童氏 既に民間に轉徙(転々とする)し、帝(福王弘光帝)と相い失うこと五載なり。懷妊し身に在りと雖も、實に龍種に非ず。鄰居する秀才と[童]氏の兄と牛を争いて詈罵す。[童氏の]兄遂に大言して曰く、「汝 吾を欺きて孤雛(幼小の孤兒)なりとするや。吾が妹は即ち南朝の天子の後なり。今、民間に寓するも、日ならずして大内に入り、汝 族せん」と。一時(すぐに)、地方驚愕し、縣令に報聞し、轉じて撫按に申す。撫按の越其杰・巡按の陳潛夫「妃 故より在り」と奏するも、上(福王弘光帝) 召さず。是に至り、自ら乘傳(馭馬を利用する)して來る。上(福王弘光帝) 善しとせず。未だ幾ばくならずして、金吾の趙某馳せ報ず(早や駆けして報告する)。即ち禮[部]に下して部覆(担当部署の回答)を査(調査)し、旨を候つ。俄かにして上傳ありて、「朕(福王弘光帝)の元配は黃妃、續配は李妃なり。安くんぞ童氏なる者有らんや」と。次日、府(五軍都督府)・部(六部)に發して會審(会合して審録する)す。即ち刑(拷問)を用いて、刑部の獄中に下し、飲食を給す。鞠(尋問)するに臨む時、[童]氏 抵死(あくまでも)吾が腹中の蒼龍の據る所を明らかにするなりとす。四月間、獄中に一女を産むも、女 即ち死す。數日ならずして、[童]氏も亦た獄中に瘦斃す。先に[童]氏 未だ發審せざる時、大金吾の馮可宗の家に留まる。[童氏の]兩足(足先) 尖りて長し。年は二十七八歳可なり。[童氏] 細かに入宮の日月・相い離れるの情事を述べ甚だ悉せり。[馮]可宗の上(福王弘光帝)に達するを求む。[しかし]上(福王弘光帝) 視ず。四月戊午(六日)、襄衛伯の常應俊に「朕(福王弘光帝)

の藩邸の時の事宜（事情）は、卿（常應俊）の素より詳しくする所なり」と諭す。童氏の皇嗣を生育するは、馮可宗 審を辭す。太監の屈尙忠に着して嚴審せしむ。時に撫按 均しく應に罪を得べきなるも、[越] 其杰は貴陽（馬士英）の姻家なるを以て速に坐せず。陳潛夫 杭 [州] に于いて詞（訴状）を以て庶吉士の吳爾燠及び中軍の孫秀に連ねて、并せて之を逮す。[吳爾] 燠・[孫] 秀 俱に史可法の軍中に在りて、未だ京（南京）に赴かず。童氏 或いは「福邸の宮人」と云い、一に「縫人（王府で裁縫を担当する女官）にして、帝（福王弘光帝）と野合する者なり」と云う（『織言』中・雜記・「童氏」条）。

童氏は河南孟津の人である。はじめ福王弘光帝がまだ郡王であった時に黃氏を正妃として娶ったけれども早くに亡くなった。そして、李氏を継妃としたが、洛陽府が陥落し、また亡くなった。福王を継承した年に童氏を立てて妃とした。少し前に一子を生んだけれども育たなかった。そうこうして、乱に遭って、散り散りになり、お互い顧みなかった。さらに「福王弘光帝は」領国を放棄して南に逃げることになって、太妃と妃（童氏）とはそれぞれ人に頼って生き延びた。童氏は民間を転々とし、帝（福王弘光帝）と離れ離れになること五年になった。懐妊して子供ができたが、実際のところ帝（福王弘光帝）の子供でなかった。そして、隣家の秀才と童氏の兄とが牛をめぐって罵り合った。こうしたことから、童氏の兄は、大きく「お前（隣居する秀才）は、私たちが身寄りのない孤児だと思っているのだろうが、私の妹は南京政府の天子様の皇后だ。今は民間に住んでいるが、まもなく宮中に迎えられ、お前を一族もろとも処罰してやる」と言った。すぐにその地域は慌てふためき、縣令に報告し、縣令から巡撫・巡按に伝えた。河南巡撫の越其杰・巡按河南監軍監察御史の陳潛夫は、「妃（童氏）も無事にいらっやいます」と奏上した。ところが、上（福王弘光帝）は召し出さなかった。ここに至って、童氏は自分から駟伝制度の馬車を利用してやってきた。上（福王弘光帝）は、善しとしなかった。ほどなくして金吾の趙が早や駆けして報告してきた。そこで禮部に下され担当部署の回答を調査し、福王弘光帝の指示を待った。そうすると突然に上（福王弘光帝）が「朕（福王弘光帝）のもともとの妃は黃妃であり、継妃は李妃であった。どうして童氏なる者がいたのだろうか」という旨が伝えられた。翌日、府（五軍都督府）・部（六部）に命じて、会合して審録さいごんみさせた。そこで拷問が加えられ、刑部の獄に入れて、飲食を与えた。取り調べに臨む時、童氏はあくまでも私のお腹の蒼龍の拠り所とするところ（お腹は誰の落胤であるか）をはっきりさせただけですとした。四月に獄中で一女を生んだが、その子は亡くなった。数日しないうちに童氏もやせ衰えて亡くなった。その前、童氏がまだ取り調べを受けなかったとき、大金吾の馮可宗の屋敷に逗留した。童氏の纏足した足先は尖って長く、年は二十七八歳くらいであった。童氏は、事細かく藩邸に入った日月や離れ離れになった状況を述べ尽くし、それを上（福王弘光帝）に届けてもらうように馮可宗に頼んだ。上（福王弘光帝）は、それを捨て去って見なかった。四月戊午（六日）、襄衛伯の常應俊に、「朕（福王弘光帝）が藩邸にいた時の出来事は、卿（常應俊）がもともと詳しく知っているはずである」と諭を出した。童氏が福王弘光帝の子を生んだとい

うことについて、馮可宗は取り調べを辞退した。そこで、太監の屈尚忠に厳しく取り調べさせた。この時、河南巡撫の越其傑や巡按河南監軍監察御史の陳潛夫などはひとしく罪にあてるべきであった。だが、河南巡撫の越其傑は貴陽（馬士英）の家と婚姻関係があったために連座して逮捕されなかった。陳潛夫は杭州において訴状が出され、庶吉士の吳爾燠及び中軍の孫秀も連座して、一緒に逮捕された。ところが、吳爾燠と孫秀とは、史可法の軍中にいたため、南京には行かなかった。童氏は、あるいは「福邸の宮人」であったといい、一説には、「縫人（王府で裁縫を担当する女官）であって、帝（福王弘光帝）と野合した女性である」という。

やはり、「福王を継承した年に童氏を立てて妃とした」とするが、「懐妊し身に在りと雖も、實に龍種に非ず（懐妊して子供ができたが、実際のところ帝（福王弘光帝）の子供でなかった）」と記したり、隣家と争って身分をしゃべってしまったことなどが付け加えられる。そして、或いは「福邸の宮人」であったとしたり、一説には「縫人（王府で裁縫を担当する女官）であって、帝（福王弘光帝）と野合した女性である」という童氏を「妃」としない流言を紹介する。さらには、童氏を河南孟津の人とするのは他書に見えないことである。童氏が河南孟津の人であれば、福王弘光帝とは接点があるように考えられる。福王弘光帝の洛陽府から懷慶府への脱出ルート上に孟津縣が位置しているからである。

⑦董含

董含（字は閔石、又の字は榕城、号は蒼水、別号は贅客・蕪郷贅客。江蘇松江華亭の人。明・天啓四年〔一六二四〕～清・康熙三十六年〔一六九七〕以後。順治十八年辛丑恩科〔一六六一〕二甲二名の進士の『三岡識畧』（康熙三十六年（一六九七）完成）になると、「人 癡狂に非ざれば、誰か敢て王（福王弘光帝）と敵體（夫婦の関係である）すと冒認（詐称）せんや（人は精神が錯乱しているのでなければ、だれが陛下と夫婦であったと詐称するであろうか）」という理由から、童氏は福王弘光帝と関係のあった女性だと考える。

河南に婦人童氏 自から福王の元配なりと稱する有り。巡撫の越其傑 驛送して京（南京）に至らしむ。王（福王弘光帝） 震怒し、肯て認めず、誣しいて目（取り扱う）して「妖婦」と爲し、之を嚴鞠せしむ。童氏の叙述 侃侃（落ち着き払っている）たりて、細かく入宮の日月・相い離れるの情事を書して甚だ悉す。徒跣（裸足）にして酷刑を受けるも、卒に易詞無し。後、旬餘（十日あまり）にして、王（福王弘光帝）〔南京を〕出奔し、童氏 終わる所を知らず^①。嗟乎、説者 謂う、「人 癡狂に非ざれば、誰か敢て王（福王弘光帝）と敵體（夫婦の関係である）と冒認（詐称）せんや」と。朝を舉げて紛紛（数多く）之を知るも、敢えて直言する者無し。〔馬〕士英 具疏（上奏文を作成する）して上つらず、乃ち刊刻（刻板印行）して邸報の中に附して、題して「密奏」と曰う。尤も駭笑す可し。吁、王（福王弘光帝）の無道（悪行）なること、五倫（君臣・父子・兄弟・夫妻・朋友の間の

倫理的関係) 俱に絶つ。罪 桀紂を浮(過)ぐ^②、乃ち中興を以て之を望まんと欲するも、亦た異ならずや(なんとおかしなことでないだろうか)(『三岡識畧』卷一・「福王妃」条)。

①『國語』越語下に「[范蠡] 遂乗輕舟，以浮於五湖，莫知其所終極([范蠡] 遂に輕舟に乗り，以て五湖に浮び，其の終極する所を知らず)」。

②『書經』泰誓中に「惟受罪浮于桀(惟れ受が罪 桀に浮(過)ぐ)：おもうに殷の受(紂)の罪惡は夏の桀よりも甚だしい」。

河南の婦人の童氏がみずから福王(福王弘光帝)の「元配(最初に娶った正妃)」であると言ったことがあった。巡撫の越其傑は馱伝制度を利用して南京に送り届けた。王(福王弘光帝)は、激怒し、認めようとせず、事をまげて取り扱い「妖婦」であるとし、厳しく取り調べさせた。童氏の申し立ては落ち着き払っており、詳細に王府に入った日月や離れ離れになった状況を書き出してたいそう備わっていた。にもかかわらず、裸足で極めて厳しい取り調べをうけたが、最後まで自供を変更することはなかった。後、十日あまりして、南京政権は崩壊し、王(福王弘光帝)は「南京を」出奔し、童氏はどうなったのか分からない。説者は、「人は精神が錯乱しているのであれば、だれが陛下と夫婦であったと詐称するであろうか」という。朝廷中、数多くこのことを理解しているのに、誰もとはばかって直言するものがいなかった。実力者の馬士英も上奏文を作成したけれども奏上しなかった。そこで、その上奏文を印刷して邸報に付け加えて「密奏」とした。とりわけて驚き笑うべきことである。福王(福王弘光帝)の悪行は、五倫(君臣・父子・兄弟・夫妻・朋友の間の倫理的関係)をすべて断絶するものであり、罪惡は桀・紂よりも甚だしい。そうして王朝の中興を望んでいるのである。なんとおかしなことでないだろうか、という。

清朝になると、福王弘光帝の悪行を際立たせる目的からも、説明抜きに童氏はホンモノであったという意見が大勢をしめるようになる²⁾。

(つづく)

2) 李天根(原名は大本、雲壑散人と号する)の『燭火録』(乾隆十三年(一七四八)自序)は、まず簡略な事実関係をつぎのように記す。

河南の婦人童氏を錦衣衛の獄に下す。童氏 河南に在り。自から「福王の藩邸の元妃なり」と稱す。廣昌伯の劉良佐 禮を具えて之を送る。巡按御史の陳潛夫 壽州に至る。車馬・驕從(騎馬の侍從)ありて、「王后 来る」と傳呼するを見、亦た臣と稱して朝謁す。[そして]、儀を具えて従い送りて京に至る。王(福王弘光帝) 怒り、以て假冒と爲し、之を錦衣衛の獄に下す。[さらに、陳] 潛夫 私(勝手に)に妖婦に謁するを責め、逮(逮捕)して法司に下し、并せて之を訊(訊問)す(『燭火録』卷九・乙酉・「三月初九日壬申」条)。

そして、

初め帝(福王弘光帝) 郡王爲りし時、妃黃[氏]を娶るも、時早に卒す。既にして世子と爲り、繼妃李氏たり。洛陽の變に又た亡くなる。童氏 或いは「妃」と云い、或いは「司寢」と云う。曾つて一子を生むに與かるも、育たず。[福王弘光帝が] 藩を棄てて南奔するに及び、太妃と[童]氏 各々人に依り

て自活す……(『燭火録』卷九・乙酉・「三月初九日壬申」条)。

と、これまでの書物に書かれた流言を伝える。

『甲申朝事小紀』(道光十六年(一八三六)成る)は、『明季南略』や『所知録』の伝えるところに従って、按ずるに……童氏は周府の宮人にして、亂を逃れて尉氏縣に至り、王(福王弘光帝)に旅邸で依り、一子を生む。[その子は]已に六歳なり。福王(福王弘光帝)南奔し、各々相い顧みず……(『甲申朝事小紀』(道光十六年(一八三六)成る)二編卷六・「福王佚事摘紀」)。

という。

また、清・夏燮(字は曠父。安徽當塗の人。嘉慶五年〔一八〇〇〕～光緒元年〔一八七五〕)の『明通鑑』(清・同治十二年(一八七三)宜黃刊本)も、童氏の説明については、『甲申朝事小紀』とほぼ同文である。

童氏は本と周府の宮人にして、亂を逃れて尉氏縣に至り、王(福王弘光帝)に旅邸で依り、一子を生む。[その子は]已に六歳なり。王(福王弘光帝)南奔し、各々相い顧みず……(『明通鑑』附編卷二上・附記二上・「清順治二年三月壬辰」条)。